

公益社団法人 日本口腔外科学会職員の再雇用に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、公益社団法人日本口腔外科学会職員の就業規則（以下「就業規則」という。）第14条に基づき、定年により退職した職員の再雇用に関する必要なことを定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 再雇用の対象となる職員は、公益社団法人日本口腔外科学会（以下「本学会」という。）を定年退職した者とする。

（再雇用の方法）

第3条 再雇用は、その者の知識及び経験等を考慮し、業務の能率的運営を確保するため、特に必要と認められるとき、1年を超えない範囲内の期間（3月31日までの間に限る。以下同じ。）を定めて採用により行うものとする。

2 前項の採用は、別に定める基準により行う。

（再雇用の終了及び更新）

第4条 第3条により定められた期間又はこの条により更新された再雇用の期間が満了した場合は、当該再雇用は終了するものとする。ただし、別に定める基準を満たしている場合は、1年を超えない範囲内の期間を定めて再雇用を更新することができる。

（再雇用の上限年齢）

第5条 第3条1項及び前条ただし書きによる期間の定めの上限は、満65歳に達する日以後における最初の3月31日を超えることはできない。

（休暇）

第6条 定年退職に引き続き再雇用職員となった者の年次有給休暇は、当該退職時における未使用の日数及び時間とする。

2 第4条ただし書きにより再雇用が更新された場合の年次有給休暇は、当該更新された日の前日における未使用の日数及び時間とする。

（その他の勤務時間、休暇等）

第7条 再雇用職員の勤務時間、休暇等に関する事項については、前条に定めるもののほか、本学会職員の就業規則を準用する。

（給与）

第8条 再雇用職員の給与に関する事項については、本条に別段の定めがある場合を除き、本学会職員の給与内規を準用する。

2 再雇用職員の基本給の決定にあたっては、区分を「3級」とし、知識・経験等を勘案して給与表を適用する。

（退職手当）

第9条 再雇用職員には、退職手当を支給しない。

(就業規則の準用)

第10条 再雇用職員には、この規則に定めるもののほか就業規則を準用する。

附 則

この規則は、2012年 9月 3日から施行する。